

令和 6 年度 公共用水域水質測定結果について

水質汚濁防止法に基づき実施した令和 6 年度の公共用水域の水質測定結果の概要は以下のとおりです。

1 測定の概要

県内の河川、湖沼及び海域の公共用水域では、国土交通省、秋田市及び県が分担して水質測定を行っている（表 1 参照）。

表 1 令和 6 年度公共用水域水質測定の概要

水域区分	測定水域数	測定地点数	測定項目数
河 川	99	115	8, 268
湖 沼	18	39	4, 557
海 域	13	21	2, 672
合 計	130	175	15, 497

2 測定結果の概要

（１）人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

全測定地点 175 地点のうち、101 地点で調査を行った。その結果、玉川ダムのダムサイトを除く 100 地点で環境基準を達成していた。

玉川ダムのダムサイトでは、ふっ素が 0.84 mg/L（環境基準：0.8 mg/L 以下）と環境基準を超過した。上流の大噴（玉川温泉）由来と考えられる。

（２）生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

有機汚濁の代表的指標である BOD 又は COD については、環境基準の達成率が 94.1%（令和 5 年度：93.2%）だった（表 2 参照）。

また、水生生物保全に係る環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）については、測定した河川 63 水域、湖沼 3 水域全ての地点で環境基準を達成した。

表 2 令和 6 年度 BOD 又は COD の環境基準達成状況

水域区分	評価対象水域	達成水域	達成率 (%)
河 川	93 (93)	93 (93)	100.0 (100.0)
湖 沼	12 (12)	5 (4)	41.7 (33.3)
海 域	13 (13)	13 (13)	100.0 (100.0)
合 計	118 (118)	111 (110)	94.1 (93.2)

※ 表中カッコ内は、令和 5 年度の値を示す。

なお、河川、湖沼及び海域の達成状況は、次のとおり。

① 河川

BOD について、評価対象 93 水域の全てで環境基準を達成し、その達成率は 100.0%（令和 5 年度：100.0%）だった。

② 湖沼

COD について、評価対象 12 水域のうち、5 水域で環境基準を達成し、その達成率は 41.7%（令和 5 年度：33.3%）だった。なお、三大湖沼（十和田湖、田沢湖及び八郎湖）については、十和田湖、八郎湖の 2 水域で環境基準を超過した（表 3 参照）。

表 3 三大湖沼における COD

	類型	環境基準値	75%値 (mg/L)	環境基準 達成の 判定
十和田湖 【湖心】	A A	1mg/L 以下	1.4 (1.7)	×
田沢湖 【湖心】	A A	1mg/L 以下	<0.5 (<0.5)	○
八郎湖 【湖心】	A	3mg/L 以下	7.4 (8.0)	×

※ 表中カッコ内は、令和 5 年度の値を示す。

③ 海域

COD について、評価対象 13 水域の全てで環境基準を達成し、その達成率は 100.0%（令和 5 年度：100.0%）だった。

(3) PFOS 及び PFOA について

県では、県内における PFOS 及び PFOA の存在状況を確認するため、県管理の 17 河川で調査を行った。3 地点で検出されたものの、暫定指針値を超過した地点はなかった（表 4 参照）。

表 4 PFOS 及び PFOA の測定結果

水系	水域名	測定 地点名	市町村	PFOS [ng/L]	PFOA [ng/L]	PFOS+PFOA [ng/L]
米代川水系	長木川下流	餅田橋	大館市	<2.5	5.0	7.0
	下内川下流	松木橋	大館市	4.6	9.1	13
雄物川水系	淀川	馬場橋	大仙市	<2.5	7.1	9.0

※暫定指針値：50ng/L 以下（PFOS と PFOA の合計）

1 環境基準について

水質の環境基準は、環境基本法第 16 条に基づき、カドミウムや全シアン等、人の健康の保護に関する項目（健康項目）27 項目と、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）等、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）13 項目で定められている。

2 健康項目の達成状況の評価について

健康項目は、全シアンは急性毒性を、それ以外は慢性毒性を考慮して環境基準が定められている。

これを踏まえ、全シアンは各測定地点における年間の全測定値の最高値が、それ以外は各測定地点における年間の全測定値の平均値が、それぞれ環境基準を満足する場合、その地点で環境基準を達成したと評価する。

3 生活環境項目の達成状況の評価について

生活環境項目は、利用目的等に応じて類型指定をした水域にのみ、環境基準が適用される。

このうち、BOD 又は COD は、類型指定をした各水域内の全ての環境基準点（各水域の水質を代表する地点）において、「75%水質値」※が当てはめられた類型の環境基準を満足する場合、その水域で環境基準を達成したと評価する。

※「75%水質値」：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ
 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値

また、水生生物保全に係る環境基準項目は、類型指定をした各水域内の全ての環境基準点において、年間平均値が当てはめられた類型の環境基準を満足する場合、その水域で環境基準を達成したと評価する。